

手数料の返戻

採用決定者が、自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

- ・入社後 1 ヶ月未満の場合：紹介手数料の 100%
- ・入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：紹介手数料の 50%

但し、採用決定者に対する労働条件が雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

許可番号 02-ユ-300032

青森県弘前市大字早稲田二丁目 12-20

株式会社アソシオ